

鳥取県告示第601号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年8月28日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 トマトの会	東伯郡北栄町北 条島366-7	ヘルパーステーショ ントマトとっとり	鳥取市千代水四丁 目68	同行援護	平成24年9月 1日